

畜舎特例法の基準等に係る 省令の概要

**2022年3月
農林水産省**

1. 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年5月19日公布)のポイント

1. 目的【第1条】

畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画(「畜舎建築利用計画」)の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき建築等及び利用される畜舎等に関する建築基準法の特例を定め、もって畜産業の振興を図ることを目的とする。

2. 対象となる畜舎等【第2条第1項、第3条】

- ・ **畜舎**(搾乳施設を含む)又は**堆肥舎**【第2条第1項】
- ・ **市街化区域・用途地域外**の地域の敷地に建築【第3条第3項第1号】、**高さ16m以下**の**平屋**で居住のための居室を有さず【第3条第3項第2号】、**建築士が設計**したもの【第3条第3項第3号】を対象とする

3. 対象となる建築行為【第2条第2項】

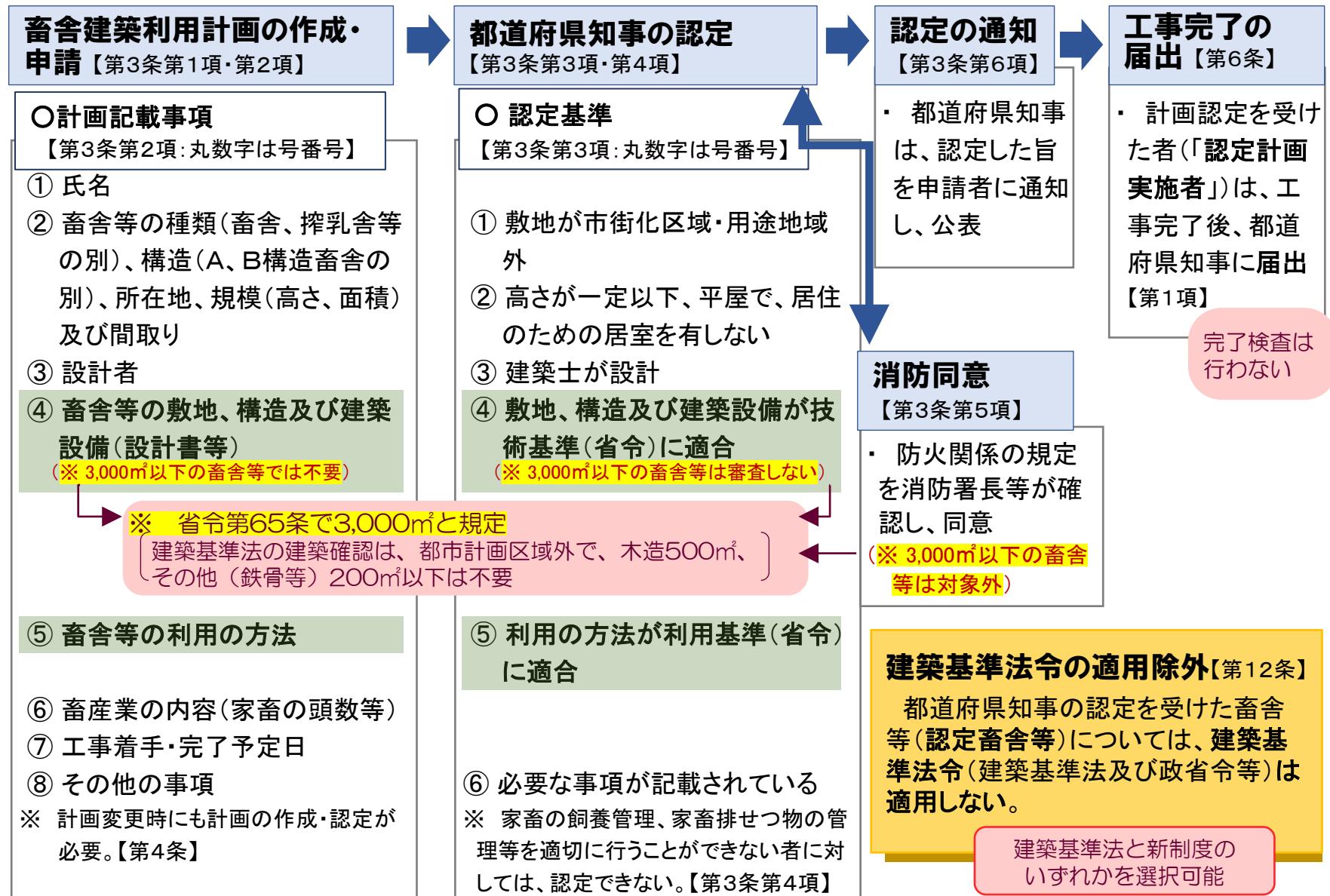
対象とする「建築等」は、畜舎等の新築、増築、改築及びその構造に変更を及ぼす行為とする【第2条第2項】

4. 技術基準・利用基準の遵守【第2条第3項・第4項、第7条】

- ・ 「利用基準」とは、畜舎等の利用の方法について省令で定める。
 - ① 畜舎内の滞在時間等の制限
 - ② 畜舎内の整頓などによる避難経路の確保
 - ③ 例えば、避難訓練など災害の防止・軽減措置をいう【第2条第4項】
- ・ 「技術基準」とは、畜舎等の敷地・構造・建築設備について省令で定める。
 - ① 繼続的に畜産経営を行う上で、利用基準と相まって、安全上等について支障がない基準
 - ② 都市計画区域等の畜舎等にあっては、建蔽率等について支障がない基準等をいう【第2条第3項】
- ・ 畜舎等は、技術基準に適合するものでなければならない【第7条第1項】
- ・ 畜舎等は利用基準に従って利用しなければならず、用途を変更してはならない【第7条第2項・第3項】

- 本法律は、構造等の基準のみで規制する建築基準法とは異なり、畜舎の利用方法等に関する利用基準と畜舎の構造等に関する技術基準を組み合わせることにより、両者が相まって畜舎の安全性を担保するもの。
- 利用基準と技術基準の組み合わせは、省令で規定。
A構造畜舎：【簡易な利用基準（宿泊しない等）】+【建築基準法と同等の技術基準】
B構造畜舎：【標準的な利用基準】+【建築基準法より緩和された技術基準】

2. 計画の認定から畜舎等の利用開始までの流れ



3. 畜舎及び堆肥舎の定義

(1) 畜舎の定義 (農林水産省令第1条)

- ・ 家畜を飼養する施設 (乳牛舎、乾乳舎、肉牛舎、肥育豚舎、繁殖豚舎、採卵鶏舎、肉用鶏舎、幼牛舎、育雛舎、育成豚舎、分娩舎、病畜舎等)
- ・ 榨乳施設
- ・ 集乳施設 (飼養施設に付随するもの)
- ・ 飼養施設、榨乳施設若しくは集乳施設に附属する門又は塀
- ・ 飼養施設、榨乳施設又は集乳施設の内部にある、①軽微な執務・作業、②飼料・敷料・農業機械の保管、③これらに類する目的のために利用する室に該当するものは畜舎の一部として扱う

(2) 堆肥舎の定義 (農林水産省令第2条)

- ・ 家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの (袋詰めされた堆肥等の製品化したもののみを保管する倉庫は家畜排せつ物の保管行為に当たらないため該当しない。また、発酵槽、縦型コンポスト等の工作物は屋根及び柱若しくは壁がないため該当しない)
- ・ 上記の堆肥舎に附属する門又は塀及び堆肥舎の内部にある、①軽微な執務・作業、②飼料・敷料・農業機械の保管、③これらに類する目的のために利用する室に該当するものは堆肥舎の一部として扱う

4. 対象となる畜舎等の高さ

現状

建築基準法の告示（特定畜舎）の畜舎の高さ

高さ： 13m以下

軒高： 9 m以下

畜舎の特性

- ・採卵鶏経営では、規模拡大により飼養ケージが直段式に高くなる傾向にあり、高さ基準の緩和を求める声
- ・規模拡大の進展により、畜舎内でダンプカーにより荷下ろしすることも想定されるが、メーカーによるとダンプ時の高さは9.6mに到達

新法の基準

新法の対象となる畜舎の高さ

高さ： 16m以下

（軒高は設定しない）

（省令第4条第2号）

※ 改正された建築基準法第21条の考え方と同様の高さとし、軒高の制限を行わない。



5. 技術基準に係る計画申請・審査が不要となる面積

現状

建築基準法における建築確認不要な面積

(都市計画区域等外)

- 木造 : 500m²以下
木造以外 : 200m²以下

畜舎の特性

- 平屋でシンプルな構造であるため、建築士が設計すれば基本的に安全性は確保されると考えられる。
- 機械化等により規模拡大が進んでいる酪農畜舎の大宗（8割）が含まれる面積が約3,000m²。
- 畜種により畜舎の構造に大きな違いはない。

新法の基準

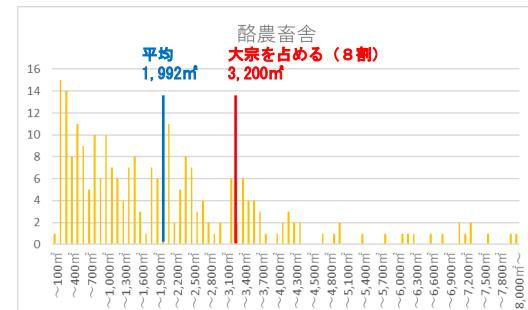
畜舎建築利用計画における技術基準に係る計画申請・審査が不要となる面積

(市街化区域・用途地域外)

- 木造、その他の区別なく
3,000m²以下

(省令第65条)

※ 3,000m²を超える木造建築物は耐火構造にしなければならない等の防火上の措置を講ずる必要があり、これを超える面積の畜舎等は審査が必要



6. 基礎に係る基準緩和

現状

建築基準法における基礎に係る告示において、基礎の根入れの深さは、基礎の底部を密実で良好な地盤に達したものにしない場合は、12センチメートル以上とし、かつ、凍結深度よりも深いものとすること等とされているところ。

畜舎の特性

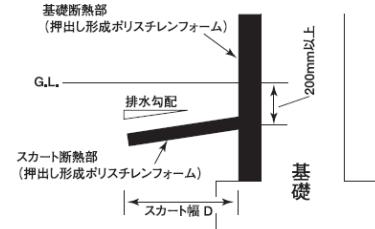
- ・畜産主産地である北海道など冷涼な地域では、凍結深度が1mになるなどにより、基礎の根入れが相当深くなり、コストがかかる。
- ・畜舎としての使用に支障が生じないのであれば、凍上による床や柱への一定の損傷は許容できるとの意見

新法の基準

新法において、畜舎等の基礎に係る深さの規定は設けない。
(省令第17条)

※ なお、一般住宅で使われているスカート断熱工法により凍結深度を浅くすることなど、凍上による損傷ができるだけ生じないようにすることを推奨

スカート断熱工法



凍上現象のひどい地域の畜舎や堆肥舎でも、数例の実験・検証の結果より、断熱材の地中埋め込み深さ200mm以上、スカート幅600mm程度のスカート断熱工法を採用することで、凍結深度の緩和が可能で、安価となります。

ただし、土間部分から冷気が土中に進入しないよう、敷きわらや家畜の十分な飼養密度を保つなどの必要があります。

7. B構造畜舎

現状

建築基準法では、構造計算に用いる材料（木材、鋼材等）の短期許容応力度には、安全係数が組み入れられている。

例えば、木材の強度がFであるのに対し、短期許容応力度は $2/3 F$ という数値を使うよう規定。
(つまり、 $1/3$ が安全係数。)

また、建築基準法では、幅厚比及び径厚比を規定しており、告示で定められた特定畜舎にも適用。

畜舎の特性

- ・新法は、技術基準と利用基準が相まって畜舎の安全性を確保するものであり、厳しい利用基準を遵守することで技術基準の緩和を許容可能。
- ・幅厚比・径厚比を平屋でシンプルな構造の畜舎に適用するのは過剰との意見。

新法の基準

新法におけるB構造畜舎については、短期許容応力度に材料強度等の数値を用いる。

(省令第9条～第11条)

(木材、鋼材、コンクリートの許容応力度の規定内容については次ページ)

幅厚比及び径厚比の規定は畜舎には適用しない。

(省令第8条)

なお、B構造畜舎は、畜舎内安全確保のため、畜舎の屋根にはプラスチック板、金属板、木板その他これらに類する軽い材料でなければならない。

(省令第18条第2号)

(参考1)B構造畜舎の各部材の短期許容応力度

建築基準法施行令による規定

木材

(繊維方向)

| 圧縮 | 引張り | 曲げ | せん断 |
|----------|----------|----------|----------|
| 2 Fc / 3 | 2 Ft / 3 | 2 Fb / 3 | 2 Fs / 3 |

鋼材

| 種類 | 圧縮 | 引張り | 曲げ | せん断 |
|--|---------|-----|----|-----|
| 炭素鋼 | 構造用鋼材 | | | |
| | ボルト | 黒皮 | | |
| | 仕上げ | | | |
| | | | | |
| | 構造用ケーブル | | | |
| | リベット鋼 | | | |
| | 鋳鋼 | | | |
| | 構造用鋼材 | | | |
| | ボルト | | | |
| | 構造用ケーブル | | | |
| ステンレス鋼 | 鋳鋼 | | | |
| | 構造用鋼材 | | | |
| | ボルト | | | |
| | 構造用ケーブル | | | |
| 長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、曲げ又はせん断の許容応力度のそれぞれの数値の一・五倍とする。 | | | | |
| 鋳鉄 | | | | |

| 種類 | 引張り | | |
|---------------------|-----|----------------------|--------------------------|
| | 圧縮 | せん断補強以外に用いる場合 | せん断補強に用いる場合 |
| 丸鋼 | F | F | F (当該数値が二九五を超える場合には、二九五) |
| 異形鉄筋 | F | F | F (当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇) |
| 径二十八ミリメートルを超えるもの | F | F | F (当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇) |
| 鉄線の径が四ミリメートル以上の溶接金網 | — | F (ただし、床版に用いる場合に限る。) | F |

コンクリート

| 圧縮 | 引張り | せん断 | 付着 |
|--|-----|-----|----|
| 長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の二倍 (Fが二一を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値) とする。 | | | |

畜舎特例法の省令による規定

| 圧縮 | 引張り | 曲げ | せん断 |
|----|-----|----|-----|
| Fc | Ft | Fb | Fs |

| 種類 | 圧縮 | 引張り | 曲げ | せん断 |
|---|---------|-----|----|-----|
| 炭素鋼 | 構造用鋼材 | | | |
| | ボルト | 黒皮 | | |
| | 仕上げ | | | |
| | | | | |
| | 構造用ケーブル | | | |
| | リベット鋼 | | | |
| | 鋳鋼 | | | |
| | 構造用鋼材 | | | |
| | ボルト | | | |
| | 構造用ケーブル | | | |
| 長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、曲げ又はせん断の許容応力度のそれぞれの数値の一・六五倍とする。 | | | | |
| ステンレス鋼 | 鋳鋼 | | | |
| | 構造用鋼材 | | | |
| | ボルト | | | |
| | 構造用ケーブル | | | |
| | 鋳鉄 | | | |
| 長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、曲げ又はせん断の許容応力度のそれぞれの数値の一・五倍とする。 | | | | |

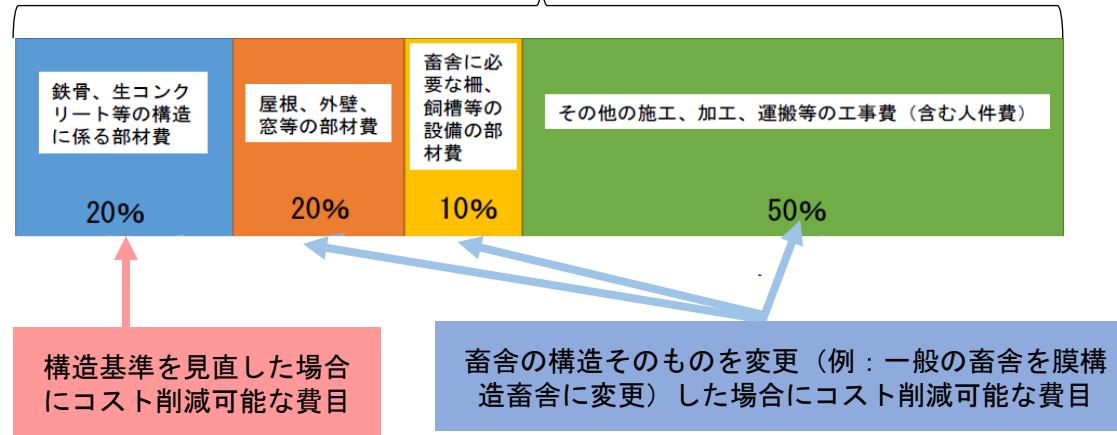
| 種類 | 引張り | | |
|---------------------|-----------|----------------------|--------------------------|
| | 圧縮 | せん断補強以外に用いる場合 | せん断補強に用いる場合 |
| 丸鋼 | 1. 1 F | 1. 1 F | F (当該数値が二九五を超える場合には、二九五) |
| 異形鉄筋 | 1. 1 F | 1. 1 F | F (当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇) |
| 径二十八ミリメートルを超えるもの | 1. 1 F | 1. 1 F | F (当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇) |
| 鉄線の径が四ミリメートル以上の溶接金網 | — | F (ただし、床版に用いる場合に限る。) | F |

| 圧縮 | 引張り | せん断 | 付着 |
|--|-----|-----|----|
| 長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の三倍 (Fが二一を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、主務大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値) とする。 | | | |

(参考2)コスト削減

建築された畜舎の事例を基にした建築工事費内訳イメージ

畜舎建築工事費 約1億3千万円（畜舎面積 約1,800m²）



コスト削減試算

【部材の強度】

部材の強度に設けられている安全係数等を新法では設定せず、部材の強度を満度に活用。

【基礎の根入れ深さ】

土地が凍結する地域において、基礎を凍結深度以深にすること等を新法では求めない。

【木材】

使用量 3割削減可能
→建築工事費の3～6%
削減可能

【鉄骨】

使用量 1割削減可能
→建築工事費の1～2%
削減可能

【基礎】

→建築工事費の1～3%
削減可能

⇒ 合計で建築工事費の2～9%
削減可能

膜構造畜舎等

- 畜舎の建築コストを大きく削減するためには、畜舎の構造そのものを見直し、部材が軽量な膜構造畜舎等を建築することが有効。

- 諸外国の部材で、J I S規格に適合していないものは原則、国土交通大臣の認定を受ける必要。

- 新法では、J I S規格でない部材等で、諸外国で安全性が証明されているものは、使用を認める方向。

- 海外部材による軽量の膜構造畜舎が可能となり、コストを大きく削減可能。



8. 利用基準

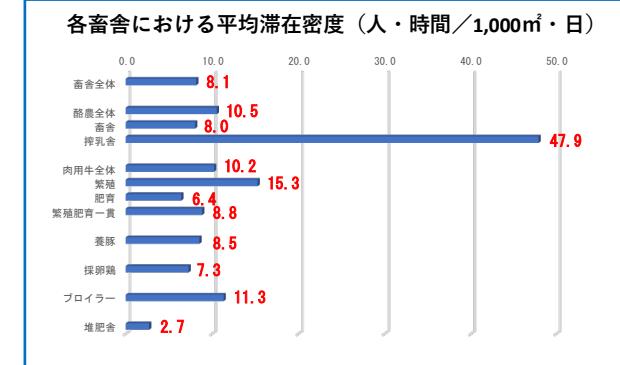
利用基準

(省令第63条)

- 一 通常時において、畜舎等における一日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間が畜舎等の床面積に応じ次の表に掲げる数値以下であること。（A構造畜舎を除く）

| 面積 | 延べ滞在時間 | 最大滞在者数 |
|---|---------|--------|
| 0m ² ～1,000m ² | 8 時間・人 | 4 人 |
| 1,000m ² 超 ～2,000m ² | 16 時間・人 | 8 人 |
| 2,000m ² 超 ～3,000m ² | 24 時間・人 | 12 人 |
| 3,000m ² 超 ～ | 32 時間・人 | 16 人 |

(参考) 滞在時間調査結果（R2年7月実施）



- 二 午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎で睡眠する者の数が0であること。
- 三 災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しないこと。
- 四 二以上の避難口が特定されていること。
- 五 定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。（A構造畜舎を除く）
- 六 A構造畜舎にあってはA構造畜舎であること（B構造畜舎も同様）を当該畜舎等の見やすい場所に標示すること。
B構造畜舎は、畜舎に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明すること。

9. 防火に係る通路の取扱

現状

木造で延べ面積が $3,000\text{m}^2$ を超える建築物は、耐火構造等とするか、壁等※によって $3,000\text{m}^2$ 以内に区画しなければならない。

※壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の防火設備

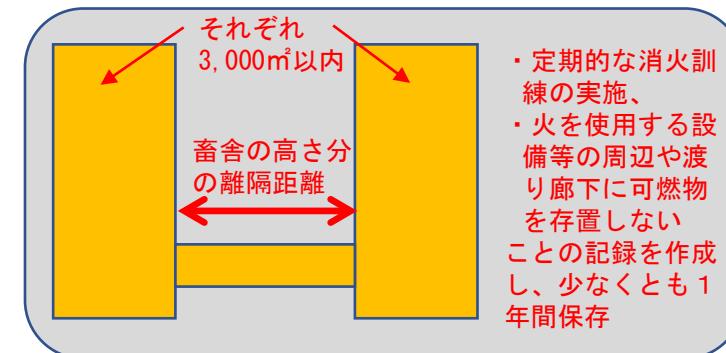
畜舎の特性

- ・近年、豚熱等の家畜伝染病が蔓延し、疾病防止の観点から、畜舎間の移動は屋外から遮断された通路等が利用される。
- ・養豚経営は規模拡大が進み、生育ステージごとに畜舎を移動して飼養するが、畜舎間を通路でつなぐと $3,000\text{m}^2$ を超過し、耐火構造等とする必要。
- ・養豚においては、ふん尿に含まれるアンモニアによる腐食のため、畜舎を鉄骨造とすることが難しく木造が一般的

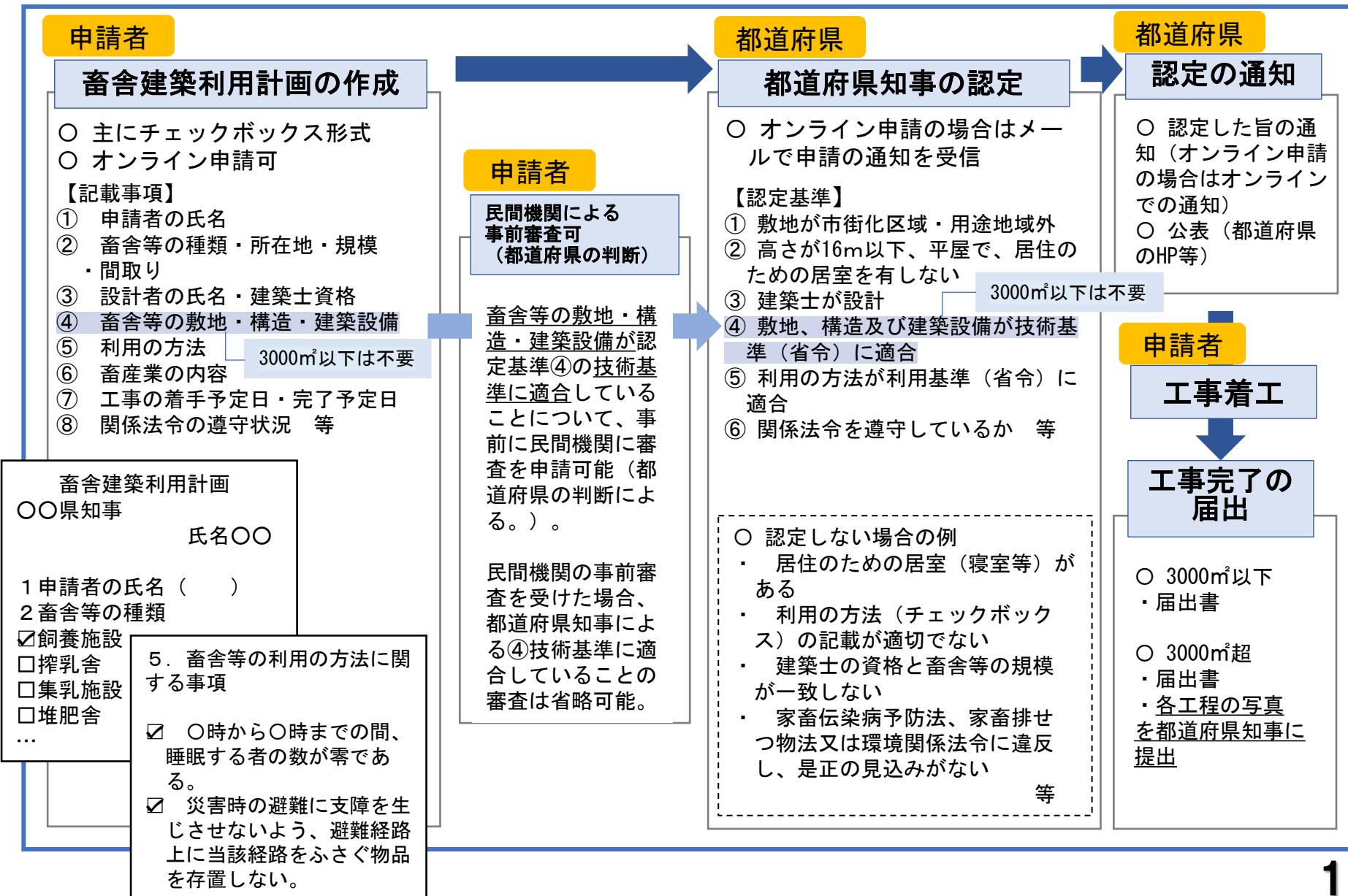
新法の基準

- ① 渡り廊下によって隔て、隔てられた畜舎をそれぞれ $3,000\text{m}^2$ 以内とし、
- ② 畜舎等の間に延焼防止上有効な空地（畜舎等の高さだけの離隔距離）を確保し、
（省令第19条）
- ③ 定期的な消火訓練、ボイラー等の設備の周辺や渡り廊下に可燃物を存置しないことの記録を作成し、少なくとも1年間保存する
（省令第63条第7号）

等の場合には、床面積が $3,000\text{m}^2$ を超えることが可能。



10-1. 手続



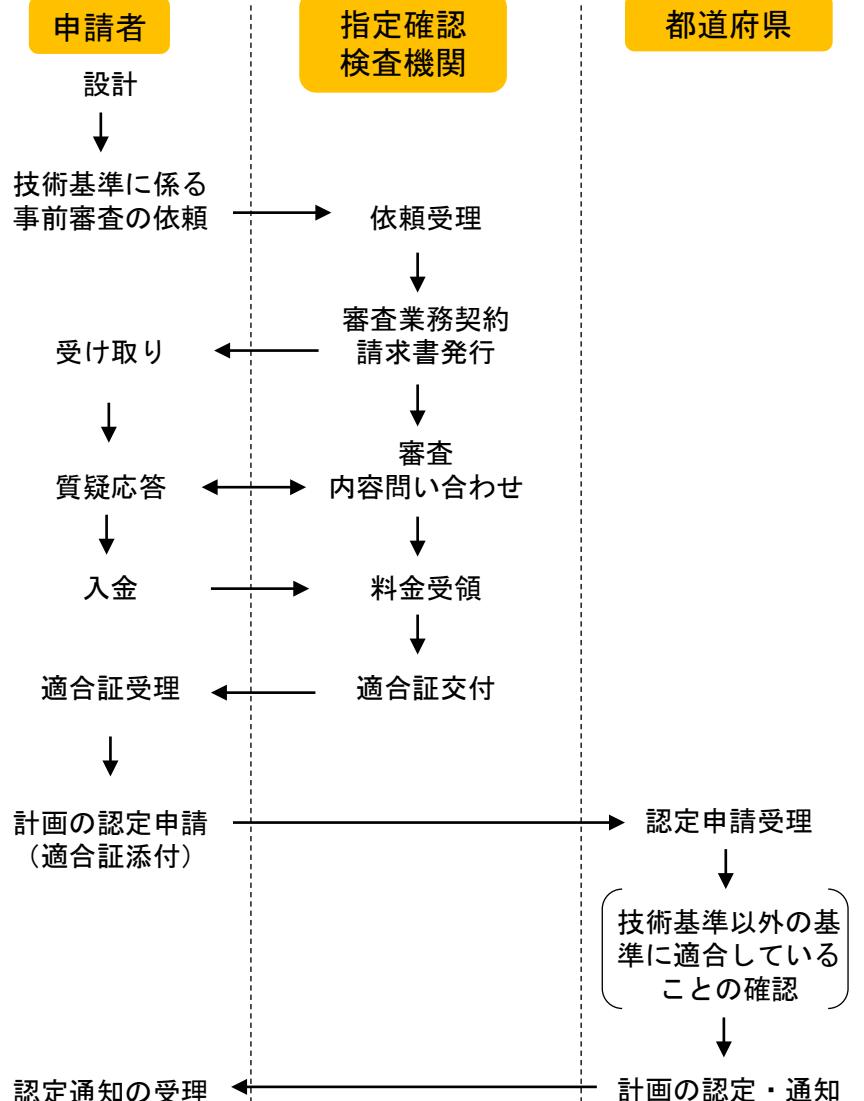
10-2. 手続(指定確認検査機関による技術基準審査の例)

(都道府県との契約内容により
異なる場合があります)

指定確認検査機関等による任意の事前審査

(省令第64条第1項・第2項)

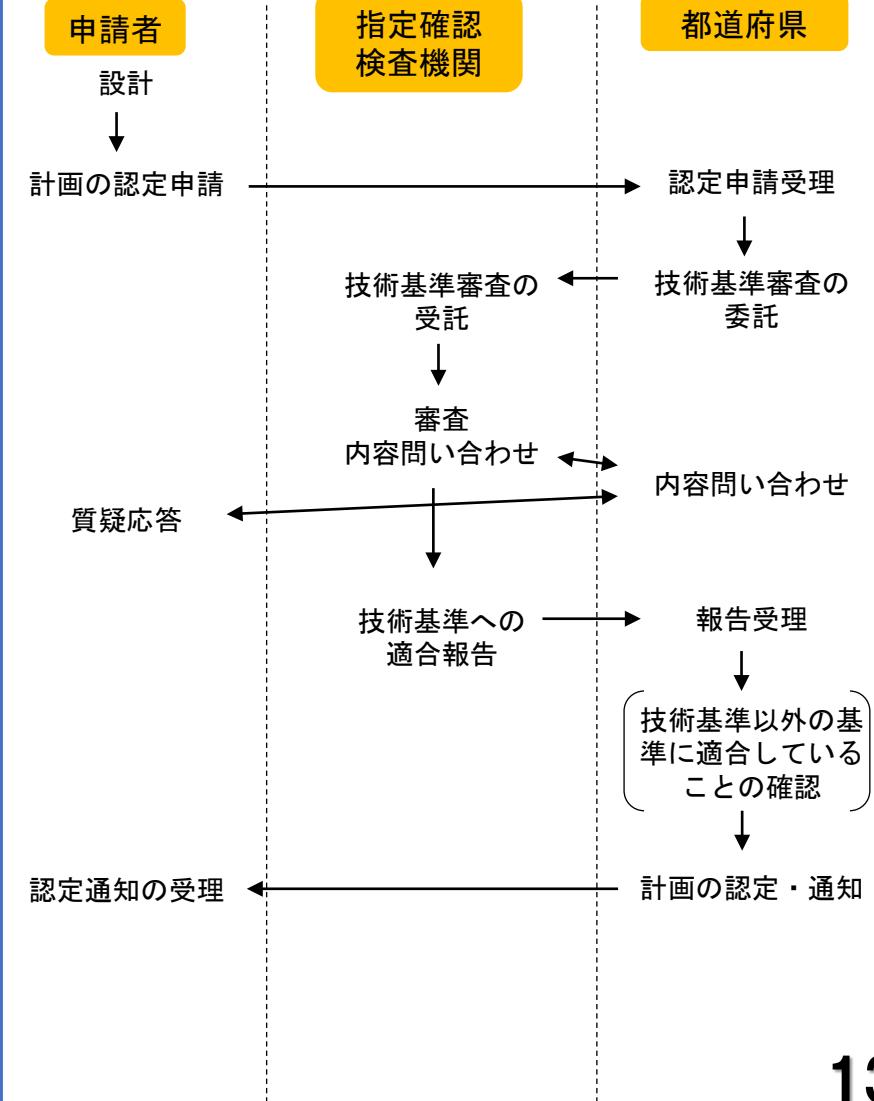
※現在の長期優良住宅制度の技術的審査と同様の流れ



都道府県知事から技術基準審査の全部又は一部委託

(省令第67条)

※委託を行うかについては都道府県の判断による



(参考3)その他の規定振り(単体、集団規定)

○単体規定 一部緩和

【緩和する規定】→ 書き下し

- ・許容応力度の規定例（案）
(木材)

第九条 木材の繊維方向の許容応力度は、次の各号に掲げる畜舎等の区分に応じ、
それぞれ当該各号に定める数値によらなければならない。

- 一 A構造畜舎等 建築基準法第八十九条第一項本文に規定する数値。この場合において…（必要な読替規定）。
- 二 B構造畜舎等 次の表の数値

| 長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一 平方ミリメートルにつきニュートン） | | | | 短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一 平方ミリメートルにつきニュートン） | | | |
|--|-----------------|-----------------|-----------------|--|-----|-----|-----|
| 圧縮 | 引張り | 曲げ | せん断 | 圧縮 | 引張り | 曲げ | せん断 |
| 1. 1 F c / 3 | 1. 1 F t / 3 | 1. 1 F b / 3 | 1. 1 F s / 3 | F c | F t | F b | F s |

この表において、F c、F t、F b 及びF sは、建築基準法施行令第八十九条第一項の表に規定する基準強度又は木材の種類及び品質に応じて主務大臣が定める圧縮、引張り、曲げ及びせん断に対する基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。

【緩和しない規定】→ 建築基準法を引用

- ・建築設備の規定例（案）
(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)

第三十二条 畜舎等に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第一項第一号、第二号及び第四号から第七号までの規定に適合するものでなければならない。

○集団規定（都市計画区域等内の畜舎等に関する制限） 緩和しない

- ・建蔽率、高さ制限、接道等の規定 → 建築基準法を引用

- ・建蔽率の規定例（案）
(畜舎等の建蔽率)

第四十五条 畜舎等の建蔽率は、建築基準法第五十三条第一項第六号に定める数値を超えてはならない。

11. 今後のスケジュール

| 12月 | 令和 4年 1月 | 2 | 3 | 4 |
|----------------|---|---|---|----------------|
| 省令の公布 12/16 | 農業者・建築士・団体への説明 Q & Aの作成 都道府県の体制整備 | | | 畜舎特例法施行 4/1 |